14-6　その他の機関の労働相談等

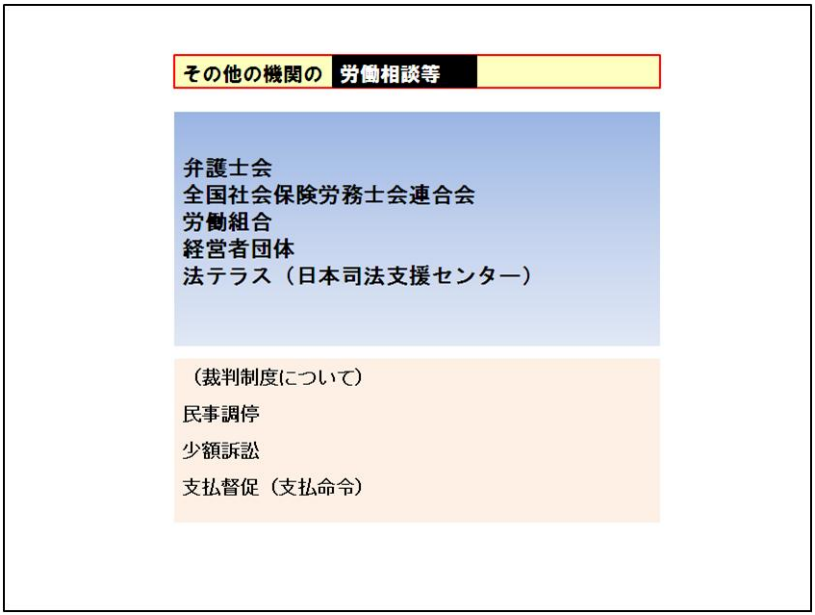

弁護士会

全国 21 弁護士会に、「仲裁センター等」が設置運営されている。有料。強制力の強い「仲裁合意」より、「あっせん」の利用が多いといわれる。なお、あっせんによって当事者に合意が成立すればそれは民事上の和解の効果をもつ。

全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士会連合会による無料労働相談がある。

労働組合

連合、全労連が、フリーダイヤルによる労働相談に応じている。

経営者団体

都道府県単位の経営者団体では、会員企業を対象に労働相談を実施している。

法テラス

資力の乏しい人を対象に、無料法律相談、弁護士費用の立て替え等の民事扶助を行っている。

その他の裁判制度について

民事調停 、少額訴訟、支払督促（支払命令）、仮処分 が労働関係紛争の解決に利用されることがある。